

受付印

### 固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

尾花沢市長 あて

納税義務者	住所 電話番号	( )
	氏名	㊟

代理人 (窓口に来た方) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 ( )

次の固定資産について、地方税法附則第 \_\_\_\_\_ に規定する固定資産税の減額を受けたいので、申告します。

高齢者等居住 (バリアフリー) 改修工事    熱損失防止 (省エネ) 改修工事    住宅耐震改修工事

家屋の所在地			
構造		種類 (用途)	
床面積	m <sup>2</sup>	居住用床面積	m <sup>2</sup>
建築月日		改修完了年月日	
改修工事内容			
改修工事費用	円① ※工事要件該当の工事費を記入してください。		
給付・補助金等	円②	自己負担金 (①-②)	円
バリアフリー改修 工事を必要とした方	氏名		
	住所		
	該当する区分 (チェックしてください)	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援者認定	
備考	改修完了日から3ヵ月以内に申告書を提出できなかった場合には、その理由を記入してください。		
本申告書の記載内容を確認するにあたり、必要事項を各担当課に照会することに、			
同意する		同意しない	
			署名 _____ ㊟
※同意されない場合には、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要になった際、その都度ご提出いただきますので、ご了承ください。			

※担当係使用欄

物件番号	家屋番号 (棟番)	適用年度	処理日	処理担当者
		年度		

## ◇添付書類◇

- ・改修工事の内容・費用が確認できる書類（改修工事の明細書・写真【改修前と改修後】・領収書等）
- ・補助金等給付の決定を受けたことが確認できる書類

### 【住宅耐震改修工事】 地方税法附則第 15 条の 9 第 1 項の適用の場合

- ・建築士・指定確認検査機関が証明した「**耐震基準適合証明書**」

### 【高齢者等居住改修工事】 地方税法附則第 15 条の 9 第 4 項又は第 5 項の適用の場合

- ・障がい者である証明証の写し・介護保険の被保険者証の写し等
- ・改修に対する補助金・給付の決定を受けたことが確認できる書類等

### 【熱損失防止改修工事】 地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項又は第 10 項の適用の場合

- ・建築士・指定確認検査機関が証明した「**熱損失防止改修工事証明書**」

## ◇各改修工事について◇

### 【住宅耐震改修工事】 地方税法附則第 15 条の 9 第 1 項の適用

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち令和 8 年 3 月 31 日までの間に、現行の耐震基準に適合する一定の改修工事（1 戸当たりの工事費 50 万円超（税込））を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1 戸当たりの床面積 120 m<sup>2</sup>相当分まで）1/2 減額されます。

### 【高齢者等居住改修工事（バリアフリー改修工事）】 地方税法附則第 15 条の 9 第 4 項又は第 5 項の適用

新築された日から 10 年以上を経過した住宅（賃貸住宅は除く）で、高齢者、障がい者の方が居住する住宅に、令和 8 年 3 月 31 日までに、一定のバリアフリー工事（補助金等を除く自己負担額が 1 戸当たりの工事費 50 万円超（税込））を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1 戸当たりの床面積 100 m<sup>2</sup>相当分まで）1/3 減額されます。

床面積要件	改修後の住宅の床面積が 50 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下であること
対象工事	①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④トイレ改良 ⑤手すりの取付け ⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替
その他要件	①65 歳以上の方 ②要介護または要支援を受けている方 ③障がい者の方 ※上記に当てはまる方が居住していること

### 【熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）】 地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項又は第 10 項の適用

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 8 年 3 月 31 日までに、一定の省エネ改修工事（1 戸当たりの工事費 60 万円超（税込））を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1 戸当たりの床面積 120 m<sup>2</sup>相当分まで）1/3 減額されます。

床面積要件	改修後の住宅の床面積が 50 m <sup>2</sup> 以上 280 m <sup>2</sup> 以下であること
対象工事	①窓の断熱工事（必須） ②床の断熱工事/天井の断熱工事/壁の断熱工事 ③太陽光発電設備設置工事 ④高効率空調機/高効率給湯器/太陽熱利用システム設置工事
その他要件	①窓の断熱工事を必須で行うこと 省エネ改修部分がいずれも平成 28 年省エネ基準相当に新たに適合すること ※③・④を行う場合は、①と併せて行う②が 50 万円（税込）を超え、①～④で 60 万円（税込）を超えていること

## ◇減税期間◇

上記の各改修工事いずれも、改修工事が完了した年の翌年度から 1 年間適用。

## ※ 注意

- 申告は改修工事完了後、3 ヶ月以内に関係書類を添付のうえ提出してください。
- それぞれの改修工事に直接関係がない改修の費用は工事費用に含まれません。
- 新築住宅に対する軽減や他の軽減と同時に軽減されないこともあります。